

令和2年度・令和3年度 事業計画等について

(※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の為に11月8日の総会を中止とし、次年度については下記の方角で進めることを10月20日の役員会で協議し、次期総会に報告し承認をいただきます。)

1 今年度 事業報告・収支報告について

(総会第1号 議案に相当)

(今年度 令和2年4月1日～令和2年10月31日 7か月)

1. 珠洲市及び能登町への協力と支援 (ふるさと納税、物産購入などの応援・紹介)
2. 故郷との交流を図る行事の開催
(東海珠洲会・東京珠洲会共同での”繋がりモチーフ”の制作：調整進行中)

※ 中止したこと

<総会、新卒高校生関西歓迎会、ふるさと里帰り旅行、会員勧誘活動、関係団体交流>

※ 変更したこと

<今期の会員年会費なし、会計年度の変更(規約の変更事項で総会で承認をいただく)>

令和2年度収支決算

(令和2年4月1日～令和2年10月31日)

収入の部	
項目	金額
前年度繰越金	728,155
会員年会費 注1	40,670
助成金 「関西珠洲会事務補助金」 (珠洲市から)	60,000
雑収入 (歓迎会会場費返戻)	4
合 計	828,829

支出の部	
項目	金額
役員会費 (会場費)	5,344
負担金 (関西県人会、飯高応援団)	52,652
活動費 (ふるさと納税、物販紹介他)	30,315
事務費 (通信費他)	39,397
雑費	0
小 計	127,708
次期繰越金	701,121
合 計	828,829

注1 年会費(令和2年度は無し):次年度分の扱い

2 次年度 事業計画及び予算について

(次年度 令和2年11月1日～令和3年10月31日)

1. 珠洲市及び能登町及び関西開催のイベントへの協力と支援
(5～6月 高校新卒者 関西歓迎会)
(ふるさと物産購入紹介、故郷実感物配付)
2. 故郷との交流を図る行事の開催 (9月 奥能登国際芸術祭・キリコ祭りの旅)
3. 会員の拡大と参加型行事の実施 (1月 ふるさと応援ツアー)
4. 関係機関・団体との連携、情報収集の強化
(関西石川県人会連合会等の総会)
(連合会主催 行事・応援)
5. 本会情報の発信 ドメイン <http://www.kansaisuzukai.net/>

令和3年度収支予算

(令和2年11月1日～令和3年10月31日)

収入の部		支出の部	
項 目	金額	項 目	金額
前年度繰越金	701,121	総会開催関連費	0
会費 (総会、懇親会)	0	役員会費 (会場借料)	10,000
会員年会費	240,000	負担金 (関西県人会、飯高応援団)	60,000
助成金 「関西珠洲会事務負担金」 (珠洲市から)	60,000	活動費 (故郷実感、歓迎会他)	250,000
雑収入	4	事務費	40,000
		雑費	15,000
		小 計	375,000
		予 備 費	626,125
合 計	1,001,125	合 計	1,001,125

2021年 来秋の総会日時 (会場予約) !!

来年の秋には、新型コロナウイルス感染が収束していると信じています。

日 時	令和3年11月7日(日)11:00～14:00 (受付10:00～)	
開催場所	シティプラザ大阪 2階 燦の間	大阪府中央区本町橋2-31

3 役員を選任について

役職名	氏名	新旧	住所	出身地
会長	宮崎 和夫	新任	大阪府堺市	三崎町寺家
副会長	角田 晴夫	再任	大阪府池田市	能登町小木
副会長	本宮 克三	新任	兵庫県西宮市	三崎町寺家
事務局長	北澤 達成	再任	大阪府高槻市	宝立町
幹事・事務局	新谷 博志	再任	大阪府門真市	蛸島町
会計	富田啓史郎	再任	京都市左京区	野々江町
会計監査	鍵谷 瑞男	再任	大阪府堺市	三崎町栗津
幹事	濱 長敏	再任	京都市伏見区	三崎町栗津
幹事	田中 三雄	再任	京都市南区	蛸島町
幹事	中井 幸子	再任	京都市伏見区	蛸島町
幹事	梅野 義雄	再任	大阪市東住吉区	三崎町栗津
幹事	吉田 英子	再任	大阪府和泉市	宝立町宗玄
幹事	石井としえ	再任	大阪市東成区	能登町松波
幹事	濱田八重子	再任	大阪市城東区	三崎町引砂
幹事	福本 啓子	再任	大阪府茨木市	正院町飯塚
幹事	角藤小夜子	再任	奈良県大和郡山市	宝立町金峰寺
顧問	寺田 和彦	再任	大阪府貝塚市	三崎町森腰
顧問	坂本 成昭	新任	兵庫県三田市	能登町小木
相談役	中濱 秀二	再任	京都市右京区	能登町松波

4 規約の一部改正について

(役員会)第10条 <加筆>

特別な事象が生じた場合、総会に代わり役員会にて議決を代行することができる。
その場合は、次期総会時に必ず報告・承認を受けるものとする。

(事業年度)第12条 <変更>

本会の事業年度は、毎年11月1日から翌年の10月31日までとする。

<附則 5. 会則第10条、第12条を改正する。>